

令和3年度

海外展示会出展助成金【募集案内】

海外展示会と海外向け Web 展示会

に出展する際の費用の一部を助成

K I P では、神奈川県内中小企業の皆さまが、日本国以外で実際に開催される展示会への出展に際する経費、又は、日本以外の国への販路開拓を目的とした Web 展示会への出展に際する経費を助成し、海外における新たな市場開拓を支援します。併せて、展示会出展がより効果的なものとなるように、専門家による個別相談や海外販路開拓支援セミナーも予定しています。

1 助成事業

(1) 対象者

神奈川県内で1年以上事業を営み、神奈川県内に本社又は事業所がある中小企業者で、次の要件を満たす者。

(2) 対象要件

1	申請者が企画、開発、製造した製品・商品・地域ブランド品等を出展すること。
2	自社単独による出展であること（共同出展は不可）。なお、同一年度内に申請できるのは1展示会のみとする。
3	本事業で申請する展示会において、国、地方公共団体その他の公的機関から金銭的支援を受けていないこと。（ジェトロ（独立行政法人日本貿易振興機構）「ジャパンプース」の出展は可）
4	個人事業主、組合は除く。
5	申請者の海外現地法人の出展も可とする。ただし、本社が県内に所在し、海外現地法人に対する本社の資本割合が50%超である場合、又は海外現地法人及び本社が連結決算体制である場合とする（申請は本社が行うこと）。
6	法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の滞納がないこと。
7	申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第4号に定める暴力団員等、又は法人等が条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等でないこと。（必要に応じ神奈川県警察本部長に対して確認する。）
8	申請者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種、その他、公序良俗の観点からK I P が適当でないと認める業種でないこと。

※交付決定後に対象要件を満たさないことが確認された場合は、交付決定を取り消すことができる。また、既に助成金が交付されているときは、全部又は一部を返還させるものとする。

(3) 対象となる展示会

日本国以外で実際に開催される展示会、又は、日本以外の国への販路開拓を目的とした Web 展示会
※1 で、令和3年4月1日以降に始まり、令和4年3月31日までに終了するもの。※2

※1 本事業における Web 展示会の定義

- ・Web サイトによる展示会であること
- ・自社独自開催による展示会でないこと（グループ会社など資本関係がある会社や所属する事業グループ、組合による主催でないことも含む）

- ・日本語以外を主要な使用言語とし、日本以外の国へ販路開拓しようとする Web 展示会
- ※2 ジェトロ（独立行政法人日本貿易振興機構）「ジャパンプース」の出展は可とする。尚、KIP で実施する事業は除く。また、簡易な催事的なもの、出展料が無料の展示会は除く。

(4) 募集期間

令和3年4月1日（木）～令和3年6月30日（水） 必着

(5) 各地域の対象地域、助成額、補助率

項目	a.日本国外				b.Web
	①欧州	②北米	③アジア	その他地域	
出展地域	①欧州	②北米	③アジア	その他地域	
対象地域	外務省で規定するNIS 諸国を含む欧州	カナダ、米国 ※メキシコを含む	ASEAN10 各国、インド、中国、台湾	①②③以外の国	
上限額	30万円	30万円	20万円	20万円	20万円
補助率	助成対象となる経費総額の2分の1以内				

(6) 助成対象となる経費

a.日本国以外で実際に行われる展示会

1	出展料(小間代、登録料など出展に際してかかる費用)
2	会場設備費(ブース装飾費、追加備品費、水道光熱費等)
3	出品物の輸送経費（輸送費、通関費、保険料等）
4	出展会期中の通訳費
5	渡航費用（常勤役員または社員3人分までの航空運賃※飛行機以外の乗り物は除く。）

b.Web 展示会

1	出展料(参加料)
2	当該展示会に活用する外国向けプロモーションコンテンツ制作費※1
※1 制作した成果物のデータ提出（必須）	

- ① a.b.いずれも、申請者が直接契約した経費であること。また、請求書及び領収書等の支払証拠書類を令和4年3月23日までに提出できるもののみ対象。（領収書がない場合は、銀行振込明細またはクレジットカード支払明細等により支払済みであることが確認できるものを提出すること。）
- ② 助成金限度額に満たない場合で千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- ③ 外貨による支払の場合、KIPによる清算日のKIP取引銀行TTSLレートを日本円に換算のうえ算出する。

(7) 審査について

申請時に提出された書類をもとに書類審査を行います。

審査の結果は、「海外展示会出展助成金交付（不交付）決定通知書（様式3）」により申請者に通知します。

(8) 申請から助成金交付までの流れについて

申請希望者は「海外展示会出展助成金交付申請書（様式1）」に必要事項を記入し、必要書類を同封のうえ、郵送◆してください。※郵送する前に助成対象要件の可否について、メール等で確認されることをお勧めします。展示会の開催日が募集開始日より前になる場合なども含め、事前にご連絡をお願いします。

◆郵送する際、配達状況を確認できる方法での発送、又は、当センターに電話等により確認するなど、申請書の到着確認をお願いします。

スケジュール(例)

①申請・事前
ヒアリング



②審査



③交付決定



④展示会出展後
報告書の提出



⑤助成金交付



⑥アンケート調査

<申請時に必要な書類>

「海外展示会出展助成金交付申請書（様式1）」に必要事項を記入し、次の書類を添付のうえ申請してください。

- 1 法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の納税証明書(未納の徴収金がないこと)※1
- 2 履歴事項全部証明書※1
- 3 決算報告書直近2期分(貸借対照表及び損益計算書)の写し
- 4 役員名簿(様式2)
- 5 出展料(小間代、登録料など出展に際してかかる費用)が分かるもの
- 6 展示会の概要が分かる資料※2
- 7 会社概要、製品カタログ、製品価格表、その他理事長が必要と認める書類※2
- 8 海外法人の場合は定款や登記簿等で資本関係および資本割合が分かる書類の写し※2

※1 発行日より3月以内の原本

※2 日本語または英語

<報告書の提出>

助成対象者は、原則として助成事業が終了した日から40日以内に、KIPに次の書類を提出してください。(助成対象者の海外法人による出展の場合も、助成対象者が提出すること。)

なお、主催者側の都合により40日以内に支払が終了しない場合は、その理由、支払予定時期を明記のうえ提出してください。(助成金は全ての支払証拠資料が整ったうえで支給します。)

- 1 海外展示会出展助成金事業報告書兼交付請求書(様式4)
- 2 助成経費等の支払証拠資料(領収書等)
※内容、内訳が記載されていない場合は請求書も添付してください。
- 3 出展効果報告書(写真等、展示状況及び展示製品が把握できる資料)
- 4 その他、理事長が必要と認める書類

※交付決定 7月下旬頃予定

<交付額確定・助成金交付>

K I Pは「海外展示会出展助成金事業報告書兼交付請求書（様式4）」およびその他の書類に基づき助成金金額を確定し、助成対象者に対し、「海外展示会出展助成金交付額確定通知書（様式5）」により通知するとともに交付額を支給します。

<その他>

助成対象者は、申請内容を変更、または助成交付を辞退する場合は、「海外展示会出展助成事業申請内容変更・辞退届（様式6）」を提出してください。

2 展示会出展個別フォローアップについて

☆ ご希望に応じ、K I P国際課に所属する国際化支援専門員と職員が展示会前後のフォローアップの一環で個別相談に応じます。また、出展する展示会の内容および出展前の事前準備進捗確認のために状況に応じ、個別ヒアリングを行う場合があります。

3 海外市場販路開拓支援セミナー

☆ 5月下旬に、オンラインにて開催予定です。詳細が決まり次第、ホームページ等でご案内します。

お問合せ・申請先

公益財団法人神奈川産業振興センター 事業部 国際課

〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル5階

TEL 045-633-5126 FAX 045-633-5064

E-mail kokusai@kipc.or.jp